

あっせん機関設けたい

水俣病補償 斎藤厚相が表明

斎藤厚相は四日市公害を視察したあと、十八日午後三重県庁で記者会見し「熊本の水俣病補償解決のため、知事を含めたあっせん機関を設けたい」と次のように語った。水俣病の補償あっせん機関構想は同相の私見だが「補償解決にはこれしか方法がない」と強調した。

一、水俣病の患者互助会と企業間で補償金額の折り合いがついていない。両者から厚生省で補償基準をつくってほしいといってきた。だが、条件が揃うので補償をつくることは無理だ。私としては地元知事を含めた熊三者のあっせん

機関を設け、補償解決を一任したらいと思う。これには両者の同意が必要で、解決にはこれしか方法がない。中央で公害紛争処理機関を設けるよう作業を進めているが、時間がかかるのでいわばこのあっせん機関は暫定的なものである。

一、厚生省には三重県をはじめ

四国、九州、山陰などから海中公園の指定申請が出ている。このため自然公園法を一部改正し、海中公園を設けられるようにする。これまでは国立公園指定地のみを対象にする方針だったが、改正案では国立公園以外でも指定出来るようにする。どこを指定するかはこれから調査して決めたい。